

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和7年第1回定例会提出予定議案の説明

(16) 議案第25号 川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第25号 川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和7年2月10日

健康福祉局

議案第 25 号 川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準 に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて

1 条例改正の背景

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正（令和 6 年厚生労働省令第
164 号）

2 改正の主な内容

上記 1 に伴い、軽費老人ホームに置くものとする職員を次のとおり改めるもの
「栄養士」→「栄養士又は管理栄養士」

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行

川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第77号 (職員配置の基準) 第12条 軽費老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置くものとし、その職員の員数はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、入所定員が40人以下又は他の社会福祉施設等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>との連携を図ることにより効果的な運営が見込まれる軽費老人ホーム（入所者に提供するサービスに支障がない場合に限る。）にあつては第4号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームにあつては第6号の調理員を置かないことができる。 (1) 施設長 1人 (2) 生活相談員 入所者の数が120人又はその端数を増すごとに1人以上 (3) 介護職員 ア 一般入所者（入所者であつて、指定特定施設入居者生活介護（川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第81号）第217条に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）、指定介護予防特定施設入居者生活介護（川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第83号）第205条に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護（川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第82号）第130条に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の提供を受けていない者をいう。以下	○川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第77号 (職員配置の基準) 第12条 軽費老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置くものとし、その職員の員数はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、入所定員が40人以下又は他の社会福祉施設等の<u>栄養士</u>との連携を図ることにより効果的な運営が見込まれる軽費老人ホーム（入所者に提供するサービスに支障がない場合に限る。）にあつては第4号の<u>栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームにあつては第6号の調理員を置かないことができる。 (1) 施設長 1人 (2) 生活相談員 入所者の数が120人又はその端数を増すごとに1人以上 (3) 介護職員 ア 一般入所者（入所者であつて、指定特定施設入居者生活介護（川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第81号）第217条に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）、指定介護予防特定施設入居者生活介護（川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第83号）第205条に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護（川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第82号）第130条に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の提供を受けていない者をいう。以下

改正後	改正前
同じ。) の数が30人以下の軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法で、1人以上 イ 一般入所者の数が30人を超えて80人以下の軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法で、2人以上 ウ 一般入所者の数が80人を超える軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法で、2人に実情に応じた適当な員数を加えた員数 (4) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 1人以上 (5) 事務員 1人以上 (6) 調理員その他の職員 当該軽費老人ホームの実情に応じた適当な員数 2 前項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数とする。 3 第1項の「常勤換算方法」とは、当該職員のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該軽費老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。 4 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、他の事業所、施設等の職務に従事することができる。 5 第1項第2号の生活相談員を置く場合にあっては、当該生活相談員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。 6 指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う軽費老人ホームにあっては、入所者に提供するサービスに支障がないときは、第1項第2号の生活相談員のうち1人を置かないことができる。 7 第1項第3号の介護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。 8 第1項第3号の介護職員は、入所者の身体機能の状況、併設する社会福祉施設等との連携、介護保険サービス等の活用その他の方法により当該軽	同じ。) の数が30人以下の軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法で、1人以上 イ 一般入所者の数が30人を超えて80人以下の軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法で、2人以上 ウ 一般入所者の数が80人を超える軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法で、2人に実情に応じた適当な員数を加えた員数 (4) <u>栄養士</u> 1人以上 (5) 事務員 1人以上 (6) 調理員その他の職員 当該軽費老人ホームの実情に応じた適当な員数 2 前項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数とする。 3 第1項の「常勤換算方法」とは、当該職員のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該軽費老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。 4 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、他の事業所、施設等の職務に従事することができる。 5 第1項第2号の生活相談員を置く場合にあっては、当該生活相談員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。 6 指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う軽費老人ホームにあっては、入所者に提供するサービスに支障がないときは、第1項第2号の生活相談員のうち1人を置かないことができる。 7 第1項第3号の介護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。 8 第1項第3号の介護職員は、入所者の身体機能の状況、併設する社会福祉施設等との連携、介護保険サービス等の活用その他の方法により当該軽

改正後	改正前
費老人ホームの効果的な運営が見込まれる場合であって、入所者に提供するサービスに支障がないときは、あらかじめ入所者の全員の同意を得て、当該介護職員のうち1人を置かないことができる。	費老人ホームの効果的な運営が見込まれる場合であって、入所者に提供するサービスに支障がないときは、あらかじめ入所者の全員の同意を得て、当該介護職員のうち1人を置かないことができる。
9 第6項及び前項の規定にかかわらず、生活相談員又は介護職員については、いずれか1人を置かなければならない。	9 第6項及び前項の規定にかかわらず、生活相談員又は介護職員については、いずれか1人を置かなければならない。
10 第1項第4号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>及び同項第5号の事務員のそれぞれのうち1人は、常勤の者でなければならない。	10 第1項第4号の<u>栄養士</u>及び同項第5号の事務員のそれぞれのうち1人は、常勤の者でなければならない。
11 第1項第5号の事務員は、入所定員が60人以下の場合又は他の社会福祉施設等を併設する軽費老人ホームの場合において、入所者に提供するサービスに支障がないときは、事務員を置かないことができる。	11 第1項第5号の事務員は、入所定員が60人以下の場合又は他の社会福祉施設等を併設する軽費老人ホームの場合において、入所者に提供するサービスに支障がないときは、事務員を置かないことができる。
12 第1項第6号の規定にかかわらず、サテライト型軽費老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）若しくは介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）又は診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この項において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の軽費老人ホームをいう。以下この項において同じ。）の調理員その他の職員については、本体施設が次に掲げる施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める従業者により当該サテライト型軽費老人ホームの入所者に提供するサービスが適切に行われていると認められるときは、調理員その他の職員を置かないことができる。 （1） 介護老人保健施設又は介護医療院 調理員又はその他の従業者 （2） 診療所 その他の従業者	12 第1項第6号の規定にかかわらず、サテライト型軽費老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）若しくは介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）又は診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この項において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の軽費老人ホームをいう。以下この項において同じ。）の調理員その他の職員については、本体施設が次に掲げる施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める従業者により当該サテライト型軽費老人ホームの入所者に提供するサービスが適切に行われていると認められるときは、調理員その他の職員を置かないことができる。 （1） 介護老人保健施設又は介護医療院 調理員又はその他の従業者 （2） 診療所 その他の従業者
13 夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの敷地内に職員宿舎が整備されていること等により、職員が緊急時に迅速に対応できる体制が整備されている場合は、この限りで	13 夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの敷地内に職員宿舎が整備されていること等により、職員が緊急時に迅速に対応できる体制が整備されている場合は、この限りで

改正後	改正前
ない。 (職員配置の基準) 第38条 都市型軽費老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置くものとし、その職員の員数はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、入所者に提供するサービスに支障がない都市型軽費老人ホームにあつては第4号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する等の都市型軽費老人ホームにあつては第6号の調理員を置かないことができる。 (1) 施設長 1人 (2) 生活相談員 1人以上 (3) 介護職員 常勤換算方法で1人以上 (4) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 1人以上 (5) 事務員 1人以上 (6) 調理員その他の職員 当該都市型軽費老人ホームの実情に応じた適当な員数 2 前項の「常勤換算方法」とは、当該職員のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該都市型軽費老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。 3 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該都市型軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、当該都市型軽費老人ホームの他の職務（第1項第3号の介護職員の職務は除く。）に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。 4 第1項第2号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。 5 指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う都市型軽費老人ホームにあつては、入所者に提供するサービスに支障がないときは、第1項第2号の生活相談員を置かないことができる。 6 第1項第5号の事務員は、入所者に提供するサービスに支障がない場合	ない。 (職員配置の基準) 第38条 都市型軽費老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置くものとし、その職員の員数はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、入所者に提供するサービスに支障がない都市型軽費老人ホームにあつては第4号の<u>栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する等の都市型軽費老人ホームにあつては第6号の調理員を置かないことができる。 (1) 施設長 1人 (2) 生活相談員 1人以上 (3) 介護職員 常勤換算方法で1人以上 (4) <u>栄養士</u> 1人以上 (5) 事務員 1人以上 (6) 調理員その他の職員 当該都市型軽費老人ホームの実情に応じた適当な員数 2 前項の「常勤換算方法」とは、当該職員のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該都市型軽費老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。 3 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該都市型軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、当該都市型軽費老人ホームの他の職務（第1項第3号の介護職員の職務は除く。）に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。 4 第1項第2号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。 5 指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う都市型軽費老人ホームにあつては、入所者に提供するサービスに支障がないときは、第1項第2号の生活相談員を置かないことができる。 6 第1項第5号の事務員は、入所者に提供するサービスに支障がない場合

改正後	改正前
は、置かないことができる。 7 夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。ただし、当該都市型軽費老人ホームの敷地内に職員宿舎が整備されていること等により、職員が緊急時に迅速に対応できる体制が整備されている場合は、この限りでない。	は、置かないことができる。 7 夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。ただし、当該都市型軽費老人ホームの敷地内に職員宿舎が整備されていること等により、職員が緊急時に迅速に対応できる体制が整備されている場合は、この限りでない。